鹿児島市立和田小学校いじめ防止基本方針

平成２６年１月策定
令和４年３月見直し

１　いじめの防止等のための基本的な方向に関する方針

（１）基本理念

いじめは人間として絶対に許されない行為である。しかし、いじめはどの児童にも起こり得る。だから、「まだ気付いていないいじめがある」「１件でも多く発見し、１件でも多く解決する」との基本認識をもつ。

いじめを認知した場合には、いじめられている児童に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。そして、いじめを行った児童に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう、根気強く毅然とした指導を徹底しいじめ解消を目指す。

（２）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（３）具体的ないじめの態様の例

〇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる等
〇仲間はずれ、集団による無視をされる等
〇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする等
〇金品をたかられる等
〇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする等
〇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする等
〇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

（４）いじめ解消の定義

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

２　いじめ防止対策組織について

（１）組織について

「心の教育推進委員会」をこれに充てる。（学期１回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。）

（２）構成員

校長、教頭、三主任、学年主任、養護教諭、担任、その他必要に応じた関係者及び外部専門家

（３）活動

・いじめの早期発見に関すること（全職員体制による観察、アンケート調査、教育相談等）
・いじめ防止に関することやいじめ事案に対する対応に関すること
・いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題について児童の理解を深めること

（４）基本的な対応の流れ

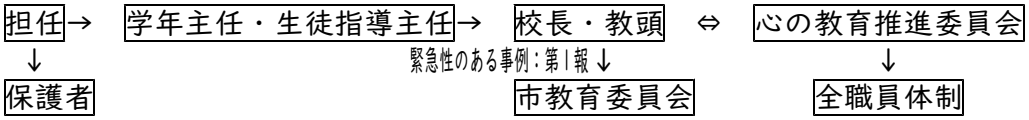

＜連携する機関及び連絡先＞

鹿児島市教育委員会青少年課	２２７－１９７１	県総合教育センター教育相談課	２９４－２２００
県警察本部（少年サポートセンター）	２５２－７８６７	県中央児童相談所	２６４－３００３
鹿児島南警察署	２６９－０１１０	鹿児島市子ども福祉課	２１６－１２６２
谷山中央交番	２８１－０４２３	県精神保健福祉センター	２１８－４７５５

３　重大事態への対処

（１）重大事態の定義

①いじめにより、当該児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・児童が自殺を企図した場合　　・心身に重大な被害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより、当該児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

③いじめにより転学等を余儀なくされた場合

④児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

（２）重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

（３）全校体制による緊急対応

「心の教育推進委員会」を中核として、直ちに対処する。市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

（４）市教育委員会による緊急指導・支援

市教育委員会と緊密な情報連携を図り、以下の指導・支援をもらう。

・情報確認、情報収集、情報整理などに係る必要な指導

・スクールカウンセラーや臨床心理相談員などの緊急派遣等の人的支援

・県教育委員会や警察、児童相談所などとの連携に係る支援など

４　いじめ防止等のための対策

「いじめはどの学校、どの学級にも起こり得る」との認識のもと、すべての児童を対象とした未然防止の観点が重要である。児童をいじめに向かわせることなく、心が通い合う人間関係の中で、いじめを生じさせない学校風土や学級風土を作り出すために、児童理解を基盤として以下の内容を学校全体で推進する。

【職員の取組】

（１）児童一人一人の自己有用感、自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

・学級経営において、係活動や当番活動、グループ活動など、一人1人に役を持たせる。

・児童一人一人を褒める場（教師から、友達から）、評価する場を設定し、自己有用感を持たせる。

・進んでボランティア活動に取り組ませる。

（２）ともに聞き合い、考え合い、学び合い、成長を支え合う学級経営と授業の改善を行い、児童の安定した学校生活と学力の向上をめざす。

・お互いの良さを認め合う場として、朝・帰りの会での１分間スピーチ等の推進

・少人数学習、習熟度学習、個別指導等、授業形態の工夫

・児童一人一人を大切にした「分かる授業」を展開するための授業改善

ペア学習や小グループ活動などの学習形態の工夫を行い、互いに助け合い、支え合う経験を積んでいけるようにする。

・話合い活動を重視した授業改善、構成的グループエンカウンターなどの活用によって、児童相互が認め合い、仲間として成長できる学級集団の育成

・特別に支援を要する児童についての理解を図る。

（３）人権教育や道徳教育、特別活動の中で児童の人権意識をいっそう高める。
・道徳教育の充実を図り、正しい判断力（自己指導能力）を身につけさせる。
・いじめを考える週間を中心に、いじめや生命尊重の授業を行い、日頃の自分たちの言動を振り返り、友達との関係を考えられるようにする。
・学級活動の時間を活用して、情報モラルに関する授業を行い、インターネットを使う場合に他者を傷つけないようにしたり、被害を受けないようにしたりする。
（４）人とつながる喜びを味わう特別活動や学校行事、体験活動などを実施する。
・総合的な学習や生活科、縦割り班活動等での異学年交流の充実
・全教育活動における道徳性育成に資する体験活動の推進
（５）基本的生活習慣の指導の徹底を図る。
・全職員共通理解の下、共通実践を行う。
・集団の中でお互いに安全で気持ちよく過ごせるようにルール遵守の徹底を図る。
（６）いじめの未然防止・早期発見のための教師の児童理解
・いじめの未然防止・早期発見のために、日頃より気付く力の向上及び深い児童理解に努め、児童同士の人間関係や一人ひとりの児童の変化を的確に把握するように努める。

【担任・専科等による観察】
・朝、休み時間、給食時間、授業中、朝の会、帰りの会の児童の様子
・靴箱や持ち物の様子
・児童の日記
・保健室の来室状況調査
・児童クラブ等関係機関との連絡
・保護者との連絡

（７）地域・家庭と一体となって取組を推進できるよう、相互の連携を深めるとともに、いじめ問題に取り組む重要性について普及啓発に努める。
・学級通信や学校だより等で、学校の取組等についての情報を発信する。
・学級PTAでのテーマにするなど、話合いの場を設ける。
・児童・保護者を対象とした教育相談の実施
・地域行事への積極的な参加
・地域施設の活用、地域住民との交流学習、地域や家庭への協力依頼などの協力体制の強化
・相談窓口の設定・・・校長、教頭、養護教諭
（８）校内研修への位置づけと校内研修の充実を図る。
・事例研修やカウンセリング研修

【児童の取組】
（１）「いじめ撲滅宣言」に従い行動する。（いじめ撲滅宣言は総務委員会で年度当初に実施）
①私たちは他の人をいじめません。
②私たちはいじめれている人を助けます。
③私たちは一人ぼっちの人（仲間はずれにされている人）を仲間に入れます。
④もし誰かがいじめられているのを見たら、先生や家の大人にそのことを話します。
（２）思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高めるための児童会活動を推進する。
・あいさつ運動、共同募金活動、福祉施設への訪問などの実施
・日頃お世話になっている方に、感謝の気持ちを伝える場の設定

【保護者の取組】

（１）児童に規範意識を養うための指導に努める。

・他者をいじめることは絶対に許されないこと、友達の気持ちを踏みにじることや傷つけることの重大さを日頃から児童に伝える。

（２）保護者は子どもの味方であり、必ず守ることを伝え、悩みを話しやすい雰囲気をつくっておく。

（３）家庭のルール設定を行う。

・自分の物や他人の物を大切に扱うようにする。

・携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。

（４）学級PTA、学年レクリエーションへの積極的な参加をする。

・児童同士や保護者同士のつながりをつくり、お互いに気軽に話し合って理解できるようにする。

５　いじめ対策年間計画

月	計　画	月	計　画
４	・いじめ対策に関わる共通理解（教育課程の確認） ・いじめに関する指導（朝の活動） ・いじめ問題を考える週間	１０	・いじめに関する指導（朝の活動） ・いじめ問題を考える週間 ・心の教育推進委員会
５	・和田っ子なかよしアンケートの実施（朝の活動） ・いじめ防止啓発強調月間(5/25 ～)	１１	・和田っ子なかよしアンケートの実施（朝の活動）
６	・いじめ防止啓発強調月間(～ 6/25) ・心の教育推進委員会	１２	
７	・学校楽しぃーとの実施（朝の活動）	１	
８	・生徒指導に関する校内研修	２	
９	・和田っ子なかよしアンケートの実施（朝の活動）	３	・和田っ子なかよしアンケートの実施（朝の活動） ・心の教育推進委員会

※毎月前半の週にいじめ認知・解消週間を実施する。